


# 監事監査報告書

平成27年5月12日

社会福祉法人 滝乃川学園

理事長 山田 晃二 殿

監事 赤木武宏 

監事 勝見正 

私たち監事は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会、評議員会及びその他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な拠点区分において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表（資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、別添の法令及び定款に従い、社会福祉法人滝乃川学園の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事長及び理事の職務の執行に関する不整の行為又は別添の法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

財務諸表及びその附属明細書並びに財産目録は、社会福祉法人滝乃川学園の資金収支及び純資産の状況及び財産の状態をすべての重要な点において不整の点がなく表示しているものと認めます。

以上

# 資金収支計算書

(自)平成26年 4月 1日 (至)平成27年 3月31日

1頁  
(単位：円)

法人名：社会福祉法人 滝乃川学園

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
<b>事業活動による収支</b>				
<b>収入</b>				
介護保険事業収入	43,300,000	46,462,879	△ 3,162,879	
児童福祉事業収入	43,000,000	44,218,054	△ 1,218,054	
障害福祉サービス等事業収入	1,468,888,000	1,522,164,519	△ 53,276,519	
その他の事業収入	5,794,000	0	5,794,000	
借入金利息補助金収入	2,163,000	2,163,375	△ 375	
経常経費寄附金収入	6,000,000	10,225,535	△ 4,225,535	
受取利息配当金収入	19,000,000	19,714,270	△ 714,270	
その他の収入	17,791,000	25,896,259	△ 8,105,259	
事業活動収入計(1)	1,605,936,000	1,670,844,891	△ 64,908,891	
<b>支出</b>				
人件費支出	1,046,621,000	1,039,391,626	7,229,374	
事業費支出	164,162,000	166,615,018	△ 2,453,018	
事務費支出	278,009,000	314,593,091	△ 36,584,091	
利用者負担軽減額	0	0	0	
支払利息支出	2,613,000	2,612,400	600	
その他の支出	7,281,000	8,831,549	△ 1,550,549	
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
事業活動支出計(2)	1,498,686,000	1,532,043,684	△ 33,357,684	
事業活動資金収支差額(3=1-2)	107,250,000	138,801,207	△ 31,551,207	
<b>施設整備等による収支</b>				
<b>収入</b>				
施設整備等補助金収入	1,400,000	1,400,000	0	
施設整備等寄附金収入	0	576,840	△ 576,840	
設備資金借入金収入	0	0	0	
固定資産売却収入	0	2,857,351	△ 2,857,351	
その他の施設整備等による収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)	1,400,000	4,834,191	△ 3,434,191	
<b>支出</b>				
設備資金借入金元金償還支出	27,160,000	27,160,000	0	
固定資産取得支出	37,104,000	32,707,579	4,396,421	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
ファイナンス・リース債務の返済支出	3,220,000	1,912,680	1,307,320	
施設整備等支出計(5)	67,484,000	61,780,259	5,703,741	
施設整備等資金収支差額(6=4-5)	△ 66,084,000	△ 56,946,068	△ 9,137,932	
<b>その他の活動による収支</b>				
<b>収入</b>				
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
長期運営資金借入金収入	0	0	0	
長期貸付金回収収入	0	0	0	
投資有価証券売却収入	1,190,300,000	1,419,656,371	△ 229,356,371	
積立資産取崩収入	0	4,702,410	△ 4,702,410	
その他の活動による収入	0	907,432	△ 907,432	
その他の活動収入計(7)	1,190,300,000	1,425,266,213	△ 234,966,213	
<b>支出</b>				
長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
長期貸付金支出	0	0	0	
投資有価証券取得支出	1,190,300,000	1,461,466,252	△ 271,166,252	
積立資産支出	12,070,000	10,824,030	1,245,970	
その他の活動による支出	0	9,740,218	△ 9,740,218	
その他の活動支出計(8)	1,202,370,000	1,482,030,500	△ 279,660,500	
その他の活動資金収支差額(9=7-8)	△ 12,070,000	△ 56,764,287	44,694,287	
予備費支出(10)	0	-	0	
当期資金収支差額合計(11=3+6+9-10)	29,096,000	25,090,852	4,005,148	
前期末支払資金残高(12)	192,709,238	192,709,238	0	
当期末支払資金残高(11+12)	221,805,238	217,800,090	4,005,148	

# 事業活動計算書

(自)平成26年 4月 1日 (至)平成27年 3月31日

1頁

法人名 : 社会福祉法人 滝乃川学園

(単位: 円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
<b>サービス活動増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
介護保険事業収益	46,462,879	45,101,721	1,361,158
児童福祉事業収益	44,218,054	40,018,327	4,199,727
障害福祉サービス等事業収益	1,522,164,519	1,442,961,186	79,203,333
その他の事業収益	0	8,000,000	△ 8,000,000
経常経費寄附金収益	10,225,535	8,227,936	1,997,599
その他の収益	312,600	0	312,600
サービス活動収益計(1)	1,623,383,587	1,544,309,170	79,074,417
<b>費 用</b>			
人件費	1,049,002,896	1,041,518,688	7,484,208
事業費	166,615,018	163,960,565	2,654,453
事務費	314,593,091	240,846,938	73,746,153
利用者負担軽減額	0	0	0
減価償却費	86,117,689	90,151,391	△ 4,033,702
国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 29,716,462	△ 31,446,164	1,729,702
徴収不能額	0	0	0
徴収不能引当金繰入	3,981	3,895	86
サービス活動費用計(2)	1,586,616,213	1,505,035,313	81,580,900
サービス活動増減差額(3=1-2)	36,767,374	39,273,857	△ 2,506,483
<b>サービス活動外増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
借入金利息補助金収益	2,163,375	2,705,009	△ 541,634
受取利息配当金収益	19,581,570	12,887,851	6,693,719
有価証券評価益	0	0	0
有価証券売却益	0	0	0
投資有価証券評価益	0	32,501,800	△ 32,501,800
投資有価証券売却益	44,453,000	0	44,453,000
その他のサービス活動外収益	25,583,659	23,472,386	2,111,273
サービス活動外収益計(4)	91,781,604	71,567,046	20,214,558
<b>費 用</b>			
支払利息	2,719,650	3,344,432	△ 624,782
有価証券評価損	0	0	0
有価証券売却損	0	0	0
投資有価証券評価損	2,484,300	0	2,484,300
投資有価証券売却損	0	0	0
その他のサービス活動外費用	8,831,549	8,047,250	784,299
サービス活動外費用計(5)	14,035,499	11,391,682	2,643,817
サービス活動外増減差額(6=4-5)	77,746,105	60,175,364	17,570,741
経常増減差額(7=3+6)	114,513,479	99,449,221	15,064,258
<b>特別増減の部</b>			
<b>収 益</b>			
施設整備等補助金収益	1,400,000	3,860,000	△ 2,460,000
施設整備等寄附金収益	576,840	0	576,840
固定資産受贈額	0	0	0
固定資産売却益	262,069	0	262,069
その他の特別収益	917,947	198,148	719,799
特別収益計(8)	3,156,856	4,058,148	△ 901,292
<b>費 用</b>			
基本金組入額	0	0	0
資産評価損	0	0	0
固定資産売却損・処分損	0	13,020	△ 13,020
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△ 1	0	△ 1
国庫補助金等特別積立金積立額	1,400,000	3,860,000	△ 2,460,000
その他の特別損失	9,662,223	723,620	8,938,603
特別費用計(9)	11,062,222	4,596,640	6,465,582
特別増減差額(10=8-9)	△ 7,905,366	△ 538,492	△ 7,366,874
当期活動増減差額(11=7+10)	106,608,113	98,910,729	7,697,384
<b>繰越活動増減差額の部</b>			
前期繰越活動増減差額(12)	1,038,340,875	905,430,146	132,910,729
当期末繰越活動増減差額(13=11+12)	1,144,948,988	1,004,340,875	140,608,113
基本金取崩額(14)	0	0	0
その他の積立金取崩額(15)	0	34,000,000	△ 34,000,000
その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期繰越活動増減差額(17=13+14+15-16)	1,144,948,988	1,038,340,875	106,608,113

# 貸借対照表

平成27年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 滝乃川学園

(単位:円)

勘定科目	当年度末	前年度末	増減	勘定科目	当年度末	前年度末	増減
資産の部				負債の部			
流動資産	276,942,384	247,632,248	29,310,136	流動負債	179,364,528	176,412,248	2,952,280
現金預金	56,443,619	36,440,852	20,002,767	短期運営資金借入金	0	0	0
有価証券	0	0	0	事業未払金	30,766,836	32,205,449	△ 1,438,613
事業未収金	202,814,248	189,241,039	13,573,209	その他の未払金	5,729,400	0	5,729,400
未収金	0	0	0	支払手形	0	0	0
未収補助金	9,551,920	15,342,080	△ 5,790,160	役員等短期借入金	0	0	0
未収収益	0	0	0	1年以内返済予定 設備資金借入金	24,530,000	27,160,000	△ 2,630,000
立替金	45,120	23,385	21,735	1年以内返済予定 長期運営資金借入金	0	0	0
前払金	541,760	541,680	80	1年以内返済 リース債務	1,097,460	3,220,680	△ 2,123,220
前払費用	7,647,741	6,151,770	1,495,971	未払費用	13,963,982	13,830,597	133,385
1年以内回収予定 長期貸付金	0	0	0	預り金	57,364	185,718	△ 128,354
仮払金	0	0	0	職員預り金	4,012,486	4,264,304	△ 251,818
その他の流動資産	0	0	0	前受金	4,577,000	4,545,500	31,500
徴収不能引当金	△ 102,024	△ 108,558	6,534	前受収益	30,000	0	30,000
				仮受金	0	0	0
				賞与引当金	94,600,000	91,000,000	3,600,000
				未払法人税等	0	0	0
				その他の流動負債	0	0	0
固定資産	2,356,209,814	2,324,810,165	31,399,649	固定負債	219,959,301	240,493,451	△ 20,534,150
基本財産	1,460,859,409	1,519,033,286	△ 58,173,877	設備資金借入金	82,800,000	107,330,000	△ 24,530,000
土地	236,938,607	236,938,607	0	長期運営資金借入金	0	0	0
建物	1,223,920,802	1,282,094,679	△ 58,173,877	リース債務	1,646,190	3,391,650	△ 1,745,460
定期預金	0	0	0	退職給付引当金	135,513,111	129,771,801	5,741,310
投資有価証券	0	0	0	その他の固定負債	0	0	0
基本財産積立資産	0	0	0	負債の部合計	399,323,829	416,905,699	△ 17,581,870
その他の固定資産	895,350,405	805,776,879	89,573,526	純資産の部			
土地	23,000,000	23,000,000	0	基本金	544,238,153	544,238,153	0
建物	3,068,951	3,455,241	△ 386,290	国庫補助金等特別積立金	507,252,818	535,569,276	△ 28,316,458
構築物	54,971,080	55,279,605	△ 308,525	その他の積立金	37,388,410	37,388,410	0
車輛運搬具	2,983,808	6,979,076	△ 3,995,268	人件費積立金	27,000,000	27,000,000	0
器具及び備品	29,346,676	26,825,373	2,521,303	施設整備等積立金	7,872,910	7,872,910	0
建設仮勘定	7,187,599	0	7,187,599	建設積立金	2,515,500	2,515,500	0
有形リース資産	2,743,650	5,797,110	△ 3,053,460	次期繰越活動増減差額	1,144,948,988	1,038,340,875	106,608,113
権利	0	0	0	(うち当期活動増減差額)	( 106,608,113)	( 98,910,729)	( 7,697,384)
ソフトウエア	4,103,059	5,040,713	△ 937,654	純資産の部合計	2,233,828,369	2,155,536,714	78,291,655
無形リース資産	0	815,220	△ 815,220	負債及び純資産の部合計	2,633,152,198	2,572,442,413	60,709,785
投資有価証券	634,614,536	550,968,655	83,645,881				
長期貸付金	0	0	0				
退職給付引当資産	94,866,886	89,015,226	5,851,660				
措置施設繰越積立資産	34,872,910	34,872,910	0				
建設積立資産	2,515,500	2,515,500	0				
差入保証金	689,000	1,212,250	△ 523,250				
長期前払費用	386,750	0	386,750				
その他の固定資産	0	0	0				
資産の部合計	2,633,152,198	2,572,442,413	60,709,785				

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券

当法人は、償却原価法（定額法）によっている。

##### ② 満期保有目的の債券以外の有価証券で時価のあるもの

当法人は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっている。

#### （2）固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

#### （3）徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の利用者に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

#### （4）賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### （5）退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

③ 廃止された法人独自の退職一時金制度における退職給付引当金

当法人は、廃止の際に確定した各人別の要支給総額からその後の退職者に対する当該要支給額を控除した金額を退職給付引当金として計上している。

(6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号最終改正平成 25 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 24 号・社援発 0329 第 56 号・老発 0329 第 28 号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

なお、当法人は、かつて独自の退職給与制度を有していたが、当該制度を廃止することとし、廃止時において確定した各人別の要支給額を在籍職員の退職時に上記共済給付金に加算して支給することとしている。

（注）常勤職員就業規則第 3 条に規定する職員及び有期契約職員就業規則第 4 条に規定する職員で、社会福祉施設職員等退職手当共済法第 2 条第 11 項に規定する被共済職員

4. 作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人は、(4) に記載する主として社会福祉事業を運営する拠点区分のみを実施しているため、(1)～(3) に記す財務諸表を作成するものである。

(1) 法人全体の財務諸表(第 1 号の 1 様式、第 2 号の 1 様式、第 3 号の 1 様式)

(2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表(第 1 号の 3 様式、第 2 号の 3 様式、

第3号の3様式)

(3) 拠点区分の財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(4) 当法人が実施する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

(社会福祉事業区分)

ア 本部拠点区分

理事会、評議員会の運営による経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分に属さない経費及び収益について区分経理するために本部拠点区分を設けている。

イ 障害児入所施設 児童部拠点区分

社会福祉法第2条第2項第2号(第1種社会福祉事業)に規定する障害児入所施設を拠点区分としている。

ウ 障害者支援施設 成人部拠点区分

社会福祉法第2条第2項第4号に規定する障害者支援施設成人部を中心として以下のサービス区分を含む拠点区分としている。

① 障害者支援施設(施設入所支援)成人部サービス区分

社会福祉法第2条第2項第4号(第1種社会福祉事業)に規定する障害者支援施設[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。)第5条第10項に規定する施設入所支援]

② 障害者支援施設(生活介護)成人部サービス区分

社会福祉法第2条第2項第4号(第1種社会福祉事業)に規定する障害者支援施設(障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護)

エ 障害福祉サービス事業(共同生活援助)直営GH拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業(共同生活援助)である以下のサービス区分を取りまとめて直営GH拠点区分としている。

① 障害福祉サービス事業(共同生活援助)ゆうゆうサービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助)

② 障害福祉サービス事業(共同生活援助)フルールサービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助)

③ 障害福祉サービス事業(共同生活援助)ういんぐ・わくサービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助)

④ 障害福祉サービス事業(共同生活援助)ぼーのサービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2(第2種社会福祉事業)に規定する障害福祉

サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）

- ⑤ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）サマー・リーフサービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑥ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）ブーケサービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑦ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）一砂の家サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）

オ. 障害福祉サービス事業（共同生活援助） 委託GH拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業（共同生活援助）である以下のサービス区分を取りまとめて委託GH拠点区分としている。

- ① 障害福祉サービス事業（共同生活援助）高橋寮サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ② 障害福祉サービス事業（共同生活援助）ベアーの家サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ③ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）春口寮サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ④ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）リンデンハウスサービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑤ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）ぼくたちの家サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑥ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）にんげんの輪サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑦ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）萌春寮サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）
- ⑧ 障害福祉サービス事業（共同生活援助）あおぞら寮サービス区分  
社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉



サービス事業（障害者総合支援法第5条第15項に規定する共同生活援助）

カ. 地域支援部拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する障害福祉サービス事業である以下のサービス区分を取りまとめて地域支援部拠点区分としている。

① 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）地域支援部サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護・障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護・障害者総合支援法第5条第5項に規定する行動援護）

② 障害福祉サービス事業（児童短期入所）サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所）

③ 障害福祉サービス事業（成人短期入所）サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所）

④ 移動支援事業サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する移動支援事業（障害者総合支援法第5条第24項に規定する移動支援事業）

⑤ 相談支援事業サービス区分

社会福祉法第2条第3項第4号の2（第2種社会福祉事業）に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業（障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業）

⑥ 放課後等デイサービスサービス区分

社会福祉法第2条第3項第2号（第2種社会福祉事業）に規定する障害児通所支援事業（児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス事業）

⑦ 日中一時支援事業 サービス区分

国立市障害者日中一時支援事業実施要綱に規定する国立市障害者日中一時支援事業（公益事業）

⑧ 色えんぴつ サービス区分

地域生活を支援するために法人の独自事業として実施している地域生活支援センター（公益事業）

⑨ 従事者養成等事業 サービス区分

東京都障害者（児）居宅介護従事者養成研修等事業実施要項に定める障害者（児）居宅介護従事者養成研修等事業（公益事業）

⑩ 国立市短期入所事業 サービス区分

国立市中心身障害者（児）緊急入所事業実施要項に定める心身障害者（児）短期入所事業（公益事業）

キ. やがわ荘拠点区分

社会福祉法第2条第3項第4号(第2種社会福祉事業)に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護事業）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	236,938,607	0	0	236,938,607
建物	1,282,094,679	8,113,980	66,287,857	1,223,920,802
合計	1,519,033,286	8,113,980	66,287,857	1,460,859,409

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準」第3章第4（6）の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準」第3章第4（4）の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額

建物 該当する事項はない。

構築物 該当する事項はない。

機械及び装置 該当する事項はない。

車輛運搬具 コルトの廃棄に伴う取崩額

1円

器具及び備品 該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	49,760,062 円
建物（基本財産）	875,965,589 円
計	925,725,651 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	107,330,000 円
計	107,330,000 円

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,222,114,912	998,194,110	1,223,920,802
建物	27,409,059	24,340,108	3,068,951
構築物	108,256,754	53,285,674	54,971,080
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	5,638,262	2,654,454	2,983,808
器具及び備品	126,371,344	97,024,668	29,346,676
有形リース資産	6,584,760	3,841,110	2,743,650
合計	2,496,375,091	1,179,340,124	1,317,034,967

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	202,814,248	102,024	202,712,224
未収金	0	0	0
合計	202,814,248	102,024	202,712,224

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

当法人が保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第 275 回利付国債 (10 年)	5,000,000	5,049,300	49,300
合計	5,000,000	5,049,300	49,300

(注) 債券の期末時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

該当する事項はない。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	7,540,491 円	6,151,770 円
② 長期前払費用からの振替額	107,250 円	0 円
貸借対照表計上額	<u>7,647,741 円</u>	<u>6,151,770 円</u>

## (2) リース取引関係

### ① ファイナンス・リース取引

#### (ア) 有形リース資産の内容

厨房器具一式（器具及び備品）である。

#### (イ) 無形リース資産の内容

利用者記録システム（ソフトウェア）である。

#### (ウ) リース資産の減価償却の方法

1. 重要な会計方針（2）固定資産の減価償却の方法に記載のとおりである。

### ② オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	1,410,516円
1年超	3,038,000円
計	4,448,516円

## (3) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。  
なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

### ① 人件費積立金

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局計画課長通知 雇児発・社援発・老発第0312001号、最終改正平成24年3月28日雇児発第0328第1号・社援発第0328第5号・老発第0328第2号、以下、「社援発第0312001号」という。）に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てるものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の3により理事会の承認により取り崩すこととなる。

### ② 施設整備等積立金

「社援発第0312001号」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は同通知の3により理事会の承認により取り崩すこととなる。

③ 建設積立金

将来の施設整備等にかかる費用に備えるための財源として積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、取崩しの必要性が生じた場合に、理事会の承認により取り崩すこととなる。